

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	予防規程の変更命令		
根拠条項	第14条の2第3項	処分権者	市長
根拠条文	<p>法第14条の2第3項 市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。</p>		
処 分 基 準	<p>予防規程の内容が、現状に適合していないと認められるとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	要		
区 分	弁明		
制定 年 月 日	平成6年9月22日		
施行 年 月 日	平成6年10月1日		